

「羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」第11条により公表します。

～ 男女共同参画社会をめざして ～

令和3年度

「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」

推進状況報告書

羽 咋 市

は じ め に

少子・高齢化がますます進む中、豊かな活力ある社会づくりのためには、女性と男性とが支えあい、社会のあらゆる分野に参画し、お互いの人権を尊重しながら、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現することが最重要課題となっています。

男女共同参画の観点から見ると、法律や制度については着実に整備が進んでまいりました。しかしながら、社会通念や慣習による偏見・差別はまだ根強く残っており、固定的な役割分担意識の払拭等、様々な解決すべき課題が残されています。

本市においてもこのような現状を踏まえながら、これまで進めてきた取組をさらに推進するとともに、社会情勢等の変化や新たな課題にも対応するため、5年ごとに内容の見直しを行いプランの改定を行ってきました。

平成28年3月には、「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」(第4次)を策定し、4つの基本目標と8つの重点課題を掲げ、それぞれの課題に対する施策を示しました。

この年次報告書は、「羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」第11条に基づいて、令和3年度の本市の男女共同参画における具体的施策の進捗状況を取りまとめたものです。

市民や事業者等の多くの皆さんが、男女共同参画の推進について理解と関心を深められ、この報告書を男女共同参画社会形成の取組の参考資料として活用いただければ幸いです。

令和4年6月

羽 咋 市 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課

目	次
---	---

第1章 羽咋市の男女共同参画の推進状況

男女共同参画の推進に関する年表	-----	1
羽咋市の男女共同参画の取組	-----	3
令和3年度男女共同参画推進事業の概要	-----	5
データで見る男女共同参画の状況	-----	7
数値目標と指標	-----	10

第2章 「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」施策実施状況

体 系 図	-----	12
基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重されるまちづくり		
重点課題1 男女共同参画社会に向けての意識改革	-----	13
重点課題2 男女の人権の擁護と女性に対する暴力の根絶	--	14
基本目標Ⅱ 男女が共に担うまちづくり		
重点課題3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	-----	15
重点課題4 男女共同参画による活力ある地域社会の実現	--	16
基本目標Ⅲ 男女が喜びを分かちあうまちづくり		
重点課題5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	----	17
重点課題6 健康で安心・安全な生活基盤の確立	-----	18
基本目標Ⅳ 男女共同参画を進める体制づくり		
重点課題7 総合的な推進体制の確立	-----	19
重点課題8 プランの実効性のある進行管理	-----	19

資 料 編

羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	-----	20
------------------------	-------	----

第1章

羽咋市の男女共同参画の推進状況

男女共同参画の推進に関する年表

	世 界	国	石 川 県	羽 咋 市
平成11年 (1999年)		・「男女共同参画社会基本法」施行 ・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「労働基準法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行 (女性の参画促進を規定)	・男女共同参画推進委員を委嘱	
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・女性青少年課に「男女共同参画推進室」を設置 ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成13年 (2001年)		・内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定 ・「石川県男女共同参画推進条例」施行	・「男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」施行
平成14年 (2002年)			・女性相談支援センター設置 ・石川県男女共同参画審議会設置	・「男女が共に輝くまちづくりプラン」策定
平成15年 (2003年)	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議(第4,5回)	・「次世代育成支援対策推進法」施行	・女性青少年課「男女共同参画推進室」を「男女共同参画課」に改編	・「男女共同参画指標」策定 ・男女共同参画推進事業 教委→市長部局へ
平成16年 (2004年)		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定		・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京プラス10」	・男女共同参画基本計画(第2次)策定 ・改正「育児休業等に関する法律」施行(仕事と子育ての両立支援)	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する基本計画」策定	・「次世代育成支援行動計画」策定
平成18年 (2006年)				・「男女が共に輝くまちづくりプラン」(第2次)策定 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成19年 (2007年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「労働基準法」施行 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針の策定	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」改定	・男女共同参画推進事業 市長部局→教委へ
平成20年 (2008年)		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定		・男女共同参画推進事業 教委→市長部局へ
平成21年 (2009年)	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議(第6回)	・男女共同参画会議諮問「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」	・男女共同参画推進応援団の設置	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成22年 (2010年)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合	・改正「育児・介護休業法」施行 ・男女共同参画基本計画(第3次)策定	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	・「男女が共に輝くまちづくりプラン」(第3次)策定

	世 界	国	石 川 県	羽 咋 市
平成23年 (2011年)	UN Women正式発足	・内閣府男女共同参画局推進課に「暴力対策推進室」を新設	・「いしかわ男女共同参画プラン2011」策定 ・「企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査」実施	・男女共同参画推進事業 市長部局→教委へ
平成24年 (2012年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働くなでしこ大作戦～決定	・いしかわ男女共同参画推進宣言 企業認定制度を創設、シンボルマークを決定	
平成25年 (2013年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言	・いしかわパープルリボンキャンペーン2013を実施	・いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発
平成26年 (2014年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行(1月) ・「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会の実現」(6月)	・「輝く女性応援会議in石川」開催(9月)	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成27年 (2015年)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」 ・SDGsが国連総会で採択され、目標5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げる	・男女共同参画基本計画(第4次)策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(H27.9月成立)	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	・「男女が共に輝くまちづくりプラン」(第4次)策定
平成28年 (2016年)	・女子差別撤廃条約実施状況報告審議(第7.8回)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行(H28.4月)	・「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」改定 ・「いしかわ男女共同参画プラン2011」改定	
平成29年 (2017年)		・改正「育児・介護休業法」施行(1月) ・改正「育児・介護休業法」施行(10月)	・「パープルサポートいしかわ」(いしかわ性暴力被害者支援センター)設置(H29.10月)	・「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の啓発活動(市内企業の訪問)
平成30年 (2018年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行(5月) ・働き方改革関連法 平成30年6月成立	・いしかわ男女共同参画推進宣言 企業認定制度に「女性活躍加速化クラス」を創設	
平成31年 (2019年)		・「女性活躍加速のための重点方針 2019」	・「いしかわパープルリボンキャンペーン2019」の実施	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
令和2年 (2020年)		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行(4月) ・改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行(6月) ・改正「男女雇用機会均等法」施行(6月) ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定(6月) ・内閣府男女共同参画局推進課「暴力対策室」を「男女間暴力対策課」に改編(10月) ・「第5次男女共同参画基本計画」策定(12月)	・企業に活かせる女性力」女性人材育成プログラムの実施 ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(6月)	・いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発
令和3年 (2021年)		・改正「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行(6月)	・「いしかわ男女共同参画プラン2021」策定(3月) ・「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画(第3次)」改定(3月) ・「いしかわ男女共同参画推進功労者知事表彰」を創設(9月)	・いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発 ・「第5次男女が共に輝くまちづくりプラン」策定

羽咋市における男女共同参画の取り組み

1 主な取組

- 12年 5月 男女が共に輝くまちづくり策定推進委員会設置（庁内組織）
- 12年 6月 男女共同参画市民意識調査（1回目）
- 12年 7月 男女が共に輝くまちづくり懇話会設置
（条例制定後 男女共同参画推進委員会に名称変更）
- 12年 8月 男女共同参画社会の構築のための説明と意見収集（11公民館）
- 13年 1月 男女が共に輝くまちづくり懇話会意見書提出
- 13年 3月 「男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」制定
- 14年 3月 「男女が共に輝くまちづくりプラン」策定
- 15年 3月 男女共同参画「指標」策定
- 16年 1月 男女共同参画市民意識調査（2回目）
- 16年 3月 「男女が共に輝くまちづくりプラン」推進状況報告書作成（年次報告）以後毎年作成し公表
- 17年 2月 「男女が共に輝くまちづくりプラン（第2次）」（以下第2次プラン）策定に関して「男女共同参画推進委員会」に諮問
- 18年 2月 「第2次プラン」策定に伴い、パブリックコメントを実施
- 18年 3月 「男女共同参画推進委員会」が「第2次プラン」の策定について答申
- 18年 3月 「第2次プラン」策定
- 18年12月 男女共同参画市民意識調査（3回目）
- 20年 3月 男女共同参画社会啓発のための紙芝居を制作
- 21年 9月 男女共同参画市民意識調査（4回目）
- 22年 2月 「男女が共に輝くまちづくりプラン（第3次）」策定に関して「男女共同参画推進委員会」に諮問
- 22年12月 「第3次プラン」策定に伴い、パブリックコメントを実施
- 23年 2月 「男女共同参画推進委員会」が「第3次プラン」の策定について答申
- 23年 3月 「第3次プラン」策定
- 25年11月 「いしかわパープルリボンキャンペーン」に参加。パープルリボンツリーを市役所1階に設置し啓発
- 26年 9月 男女共同参画市民意識調査（5回目）
- 28年 3月 「第4次プラン」策定
- 29年12月 「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の啓発のため市内企業の訪問実施
- R1年 9月 男女共同参画市民意識調査（6回目）
- R4年 3月 「第5次プラン」策定

2 その他実施事業

(1) DV関係事業

- ①DV相談所開設
- ②DV対策連絡協議会設置
- ③DVサポートボランティア研修
- ④DV防止のための活動

(2) 女性のエンパワーメント事業

- ①女性の仕事アイデア募集
- ②女性の起業家支援のための講座や助成制度
- ③女性のエンパワーメントとチャレンジ支援講座

(3) 調査・研究に関する事業

- ①市内企業アンケート
- ②町会役員における女性登用アンケート
- ③講演会参加者アンケート
- ④講座受講生アンケート

(4) 啓発事業

- ①男女が共に輝くまちづくり講演会
- ②広報掲載等による啓発
- ③啓発紙芝居等による出前講座

(5) プランの進行管理事業

- ①男女共同参画「指標」及びプランに掲げる「数値目標」の調査
- ②「男女が共に輝くまちづくりプラン」推進状況報告書作成し公表

令和３年度 男女共同参画推進事業の概要

1 DV関係事業

(1) 女性のための相談

ドメスティック・バイオレンスをはじめ女性が抱える問題に対して、自己解決を図るための支援と女性支援ダイヤルによる電話相談を実施。

月	相談件数 (うち電話相談)	相談内容								
		自分の 生き方	家族の 問題	人間関係	生活上 の問題	からだと 心の相談	仕事 関係	離婚相談	D V	その他
4	3 (0)								3	
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
1										
2										
3										
合 計	3 (0)								3	

2 啓発事業

(1) パープルリボンキャンペーン 11月12日～11月25日
 パープルリボンツリー設置（市役所1階ロビー）、啓発ポスター掲示
 啓発チラシ・グッズ配布

(2) 各種講演会等の参加者への啓発チラシの配布

3 プランの進行管理事業

(1)「男女が共に輝くまちづくりプラン推進状況報告書」を作成し公表

4 その他事業

(1) 羽咋市各種女性団体連絡協議会

総 会	令和3年6月28日 書面開催
加 盟 団 体	4 団体
女性国内研修会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
各女連交流会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
女 性 学 習 会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

5 推進体制

(1) 男女共同参画推進委員会

羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例第12条に基づき設置されたもので、男女共同参画社会づくりの推進に関する重要事項について調査審議する市長の附属機関です。施策の推進に関して市長に建議することができます。

第1回委員会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
第2回委員会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

データーで見る男女共同参画の状況

① 羽咋市の人口の推移

			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	備 考		
羽 咋 市 の 人 口	総 人 口		人	23,427	23,292	23,007	22,707	22,469	22,268	21,974	21,561	21,161	20,763	20,386	資料: 市民窓口課 各年4月1日現在	
	男		人	11,081	11,008	10,882	10,746	10,651	10,544	10,401	10,205	10,034	9,830	9,663		
	女		人	12,346	12,284	12,125	11,961	11,818	11,724	11,573	11,356	11,127	10,933	10,723		
	世 帯 数		世帯	8,376	8,491	8,488	8,481	8,495	8,530	8,573	8,551	8,518	8,536	8,509		
	内 訳	～14歳		人 (%)	2,555 10.9	2,502 10.7	2,441 10.6	2,373 10.5	2,288 10.2	2,225 10.0	2,132 9.7	2,031 9.4	1,965 9.3	1,900 9.2	1,819 8.9	
		15歳 ～64歳	人 (%)	13,537 57.8	13,175 56.6	12,711 55.2	12,292 54.1	12,038 53.6	11,800 53.0	11,562 52.6	11,159 51.8	10,780 50.9	10,526 50.7	10,270 50.4		
			人 (%)	7,335 31.3	7,615 32.7	7,855 34.1	8,042 35.4	8,143 36.2	8,243 37.0	8,280 37.7	8,371 38.8	8,416 39.8	8,337 40.2	8,297 40.7		
		55歳～59歳		人	1,674	1,621	1,510	1,429	1,405	1,349	1,292	1,256	1,248	1,191	1,192	
	60歳～64歳		人	2,350	2,108	1,992	1,832	1,705	1,633	1,585	1,491	1,404	1,372	1,320		
	65歳～69歳		人	1,808	2,013	2,120	2,212	2,313	2,262	2,026	1,938	1,798	1,673	1,593		
	合 計		人 (%)	5,832 24.9	5,742 24.7	5,622 24.4	5,473 24.1	5,423 24.1	5,244 23.5	4,903 22.3	4,685 21.7	4,450 21.0	4,236 20.4	4,105 20.1		
	婚 姻 数		組	94	91	71	61	66	61	59	61	78	63		資料: 市民窓口課 各年12月31日現在	
離 婚 数		組	26	27	25	32	21	27	22	27	25	18				
出 生 数		人	141	168	149	115	125	110	99	112	109	100				

②「女性の政策、意思決定過程への「参画」および「人権」に関する状況

項 目		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	数値目標	
国際比較 (女性の社会参画)	HDI(注1)	位	16	17	20	17		19	19	19					資料: 県男女共同参画推進状況報告書 (人間開発報告書: 国連開発計画)
	GGI(注3)	位	101	105	104	101	111	114	110	121	120	120			
小中学校管理職(校長・教頭)の女性比率		%	25.0	31.2	18.8 16人中3人	25.0 16人中4人	25.0 16人中4人	25.0 16人中4人	25.0 16人中4人	37.5 16人中6人	25.0 16人中4人	18.8 16人中3人	25.0 16人中4人		各年4月1日現在
市における役つき女性職員の比率 (係長、保育所長以上)		%	27.8	31.0 87人中27人	31.1 90人中28人	31.3 83人中26人	27.6 87人中24人	31.0 84人中26人	32.5 80人中26人	29.1 86人中25人	33.3 87人中29人	36.5 85人中31人	39.0 82人中32人		各年4月1日現在
審議会等における女性委員の比率 (プランに掲げる審議会等)		%	27.4	26.6 542人中144人	27.3 561人中153人	28.0 518人中145人	28.2 581人中164人	26.5 563人中149人	25.2 576人中145人	26.7 656人中175人	28.7 652人中187人	28.5 635人中181人		40.0	各年3月31日調査
議会議員の女性比率	羽咋市	%	0.0	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人		各年3月31日調査
	石川県	%	2.3	2.4	4.8	4.9	4.9	5.0	7.0	7.0	7.0	7.0			資料: 県男女共同参画推進状況報告書
審議会等の女性比率 (法令、条例)	羽咋市	%	17	21.0 310人中65人	21.8 307人中67人	23.7 295人中70人	23.6 309人中73人	23.7 317人中75人	23.3 344人中80人	26.7 656人中175人	28.7 652人中187人	28.5 635人中181人			各年3月31日調査(自治法180-5関連除く)
	石川県	%	31.7	32.4	32.4	32.8		33.9	37.8	41.0	42.6	39.0			資料: 県男女共同参画推進状況報告書
行政委員の女性比率		%	8.8	13.5 37人中5人	10.8 37人中4人	10.8 37人中4人	13.5 37人中5人	17.2 29人中5人	10.3 29人中3人	13.8 29人中4人	15.4 26人中4人	15.4 26人中4人		20.0	各年3月31日調査(自治法180-5関連)
家族経営協定締結農家数		戸	10	10	10	11	15	17	19	18	17	19		20	各年3月31日調査
女性役員を登用している町会の数 (注4)		町会	11	9	17	22	24	20	15	14	20	12			資料: 総務課(各町会長へアンケート) 回答数 53町会(全62町会中)
女性の町会役員の数 (注4)		人	17	12	26	44	32	31	25	24	60	35			
女性役員を登用している町会の比率		%	21.2	19.1	30.9	37.9	38.7	36.4	27.3	28.5	37.7	24.0			
夫や恋人から暴力を受けている女性被害者の割合		%				12.7									資料: 市民意識調査

(注1) HDI 人間開発指数: 「平均寿命」、「教育水準」、「国民所得」を用いて、基本的な人間能力がどこまで伸びたかを測る指標

(注2) GEM ジェンダー・エンパワーメント指数: 女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加しているかを測る指標

(注3) GGI ジェンダー・ギャップ指数: 政治、経済活動等の分野において男女間の格差を図る指標(女性の意思決定過程への参画を測る指標)

(注4) 全町会から回答を得ていないので参考数値

③ 少子高齢化に関する調査

		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	
高齢化率	羽咋市	%	31.3	32.7	34.1	35.4	36.2	37	37.7	38.8	39.8	40.2	40.7	資料提供:健康福祉課 各年4月1日
	石川県	%	23.7	25.0	26.3	27.9	28.4	28.8	29.2	29.6				
	国	%	24.1	25.1	26.0	26.7	27.3	27.7	28.1 (推計)	28.4				
高齢者数	男	人	2,997	3,173	3,300	3,392	3,457	3,488	3,521	3,580	3,598	3,551	3,537	国・県の高齢化率 各年10月1日 資料:高齢社会白書
	女	人	4,338	4,442	4,555	4,650	4,686	4,755	4,759	4,791	4,818	4,786	4,759	
高齢者単身世帯		世帯数	1,141	1,222	1,280	1,341	1,386	1,429	1,536	1,559	1,600	1,691	1,784	
		占有率	%	13.5	14.4	15.1	15.8	16.3	16.7	17.9	18.2	18.9	19.8	21.0
訪問介護回数		回	39,681	46,454	50,411	57,079	42,378	40,814	65,280	65,291				資料提供:健康福祉課 各年度3月31日調査
訪問看護回数		回	5,811	4,953	5,654	6,062	6,226	6,512	7,103	5,860				
訪問入浴介護回数		回	1,130	1,071	795	904	829	748	603	600				
合計特殊出生率	石川県	%	6(H20～2	1.49	1.45	1.54	1.53	1.54	1.54	1.46				資料提供:健康福祉課 (母子保健の主要指標)
	国	%	8(H20～2	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36				
人工妊娠中絶 (石川県)	件数	人	78	72	80	84	74	69	59	54				資料:衛生統計年報
延長保育を実施する施設		箇所	6/9	6/9	6/9	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	9/9	資料提供:健康福祉課 各年3月31日調査
一時保育を実施する施設		箇所	9/9	9/9	9/9	9/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	9/9	保育所7 認定こども園2
病後児保育を実施する施設		箇所	1/9	1/9	1/9	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/9	公設公営2 公設民営4 民設民営3
休日保育を実施する施設		箇所	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	4/9	(実施施設数/総施設数)

男女共同参画数値目標

	項 目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R2年度 (目標)	備 考
1	審議会等における女性委員の登用率	28.0% (518人中145人)	28.2% (581人中164人)	26.5% (563人中149人)	25.2% (576人中145人)	26.7% (656人中175人)	28.7% (652人中187人)	28.5% (635人中181人)	40.0%	法、条例、要綱等により設置した審議会、委員会
2	女性委員のいない審議会等の割合	12.9% (31審議会等中4)	17.9% (39審議会等中7)	10.5% (38審議会等中4)	10.8% (37審議会等中4)	7.3% (41審議会等中3)	9.8% (41審議会等中4)	9.3% (43審議会等中4)	0.0%	法、条例、要綱等により設置した審議会、委員会
3	行政委員会の女性委員の登用率	10.8% (37人中4人)	13.5% (37人中5人)	17.2% (29人中5人)	10.3% (29人中3人)	13.8% (29人中4人)	15.4% (26人中3人)	15.4% (26人中3人)	20.0%	教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会・監査委員・固定資産評価審査委員会・公平委員会
4	ファミリーサポートセンター提供会員	66人	64人	60人	60人	48人	55人	56	58人	依頼会員105人
5	子育てサロン設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1	1か所	
6	休日保育実施保育所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	4か所	保育所数 8 認定こども園数2
7	学童保育設置数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	5か所	小学校数 6
8	介護、支援を必要としない高齢者の割合	81.4% 8,143人中6,625	80.7% 8,243人中6,656	80.8% 8,280人中6,688人	81.1% 8,371人中6,790人	80.8% 8,416人中6,807人	80.3% 8,337人中6,698人	81.4% 8,307人中6,760人	83.0%	
9	特定健康診査受診率	49.3%	49.6%	51.7%	52.4%	54.1%	47.4%	未	60.0%	
	女性がん検診受診率 子宮がん検診 乳がん検診	17.6% 19.6%	18.6% 21.8%	18.3% 20.4%	17.5% 18.5%	17.7% 23.2%	22.1% 23.7%	未	27.0% 38.0%	
10	ふれあいサロン実施町会数	60町会	60町会	66町会	66町会	66町会	66町会	66町会	66町会	町会総数 66
11	家族経営協定締結家族数	15戸	17戸	19戸	19戸	18戸	17戸	19戸	20戸	

男女共同参画指標

※ 意識調査実施年

番号	項 目	H18※	H21※	H26※	H28	H29	H30	R1※	R2	R3
1	男女にはそれぞれの役割があるので、そのように育てるべきと感じている人の比率 *	35.7%	35.8%	26.7%	－	－	－	60.3%	－	－
2	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	39.1%	32.1%	34.8%	－	－	－	36.6%	－	－
	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率(男性) *	43.6%	36.5%	44.3%	－	－	－	44.1%	－	－
	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率(女性) *	35.1%	28.8%	27.9%	－	－	－	32.4%	－	－
3	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	22.1%	21.5%	27.4%	－	－	－	31.2%	－	－
	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率(男性) *	26.8%	24.6%	32.4%	－	－	－	41.9%	－	－
	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率(女性) *	18.0%	19.2%	23.8%	－	－	－	30.7%	－	－
4	地域活動・社会活動で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	37.5%	32.3%	32.6%	－	－	－	41.3%	－	－
5	法律や制度で男女の地位は平等と感じている人の比率 *	35.2%	35.4%	25.7%	－	－	－	34.1%	－	－
6	社会通念・慣習・しきたりで男女の地位が平等と感じている人の比率 *	11.2%	13.0%	12.6%	－	－	－	18.3%	－	－
7	市における役つき女性職員の比率(係長・保育所長以上)****	18.1%	17.3%	31.1%	27.6%	31.0%	32.5%	29.1%	33.3%	36.5%
8	企業における「有給役員数」に占める「女性有給役員」の比率**	15.5%								
9	女性役員を登用している町会の比率***	27.7%	25.0%	19.1%	37.9%	36.4%	27.3%	28.5%	37.7%	24.0%
10	小中学校管理職(校長・教頭)の女性比率****	12.5%	12.5%	18.8%	25.0%	25.0%	25.0%	37.5%	18.8%	25.0%
11	市議会議員の女性比率	0.0%	0.0%	7.1%	7.1%	7.1%	7.1%	7.1%	7.1%	7.1%
12	夫や恋人から暴力を受けている女性被害者の割合 *	18.5%	14.9%	12.7%	－	－	－	－	－	－
13	女性の能力が正当に評価されていないと思う人の比率 *	43.8%	39.5%	36.8%	－	－	－	0.3%	－	－
14	出生数(年間)	166人	133人	149人	125人	110人	99人	112人	109人	100人
15	「男は仕事、女は家庭」という考えについて同感しない人の比率 *	29.7%	33.1%	43.6%	－	－	－	51.7%	－	－
16	子育てに家族や周囲から協力を得られていると感じている人の比率 *	67.3%	70.4%	79.4%	－	－	－	86.5%	－	－
17	「男女共同参画」について知っている人の比率 *	56.0%	53.5%	60.7%	－	－	－	60.3%	－	－

* 男女共同参画に関する市民意識調査
 ** 事業所、企業統計調査・従業員30人以上の事業所
 *** 町会アンケート(各年4月調査)
 **** 各年4月1日現在

第2章

「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」 施策実施状況

「男女が共に輝くまちづくりプラン（第４次）」体系図

基本目標		重点課題	施策の方向	
Ⅰ	男女の人権が尊重されるまちづくり	1 男女共同参画社会に向けての意識改革	(1)	男女共同参画に向けた教育の推進
			(2)	多様な生き方を可能にする教育と学習の推進 ※
			(3)	男女共同参画に関する意識啓発の推進 ※
		2 男女の人権の擁護と女性に対する暴力の根絶	(4)	DVやハラスメントの防止と被害者支援 ※※
			(5)	児童虐待の防止
			(6)	相談機能の充実
Ⅱ	男女が共に担うまちづくり	3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(7)	行政機関における女性の参画の拡大 ※
			(8)	事業所における女性の参画の促進 ※
			(9)	地域における女性の参画の促進 ※
		4 男女共同参画による活力ある地域社会の実現	(10)	男女共同参画による地域活動の推進
			(11)	男女共同参画の視点を生かした環境保全、防災体制の確立
Ⅲ	男女が喜びを分かちあうまちづくり	5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	(12)	働き方の見直しと職場環境の整備 ※
			(13)	社会全体で支える子育て支援体制の充実 ※
			(14)	社会全体で支える介護支援体制の充実 ※
		6 健康で安心・安全な生活基盤の確立	(15)	誰もが安心して暮らせる条件整備
			(16)	生涯を通じた健康支援
Ⅳ	男女共同参画を進める体制づくり	7 総合的な推進体制の確立	(17)	市の推進体制の確立
			(18)	市民参画による市、市民、事業者の連携の強化
		8 プランの実効性ある進捗管理	(19)	プランの達成度の把握と評価
			(20)	男女共同参画に関する調査研究

※…「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画該当箇所

※※…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画該当箇所

基本目標 Ⅰ 男女の人権が尊重されるまちづくり

- 重点課題 1 男女共同参画社会に向けての意識改革
- 2 男女の人権擁護と女性に対する暴力の根絶

基本目標 I 男女の人権が尊重されるまちづくり

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和3年度事業実施状況	事業の成果
1 男女共同参画社会に向けての意識改革	(1) 男女共同参画社会に向けた教育の推進	①男女が各自の個性と能力を発揮し社会のあらゆる分野に参画できるように、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進する。	健康福祉課 学校教育課	・各中学校に進路指導主任を配置し、正しい職業観をもてるように教育活動を通して指導した。 ・地域において、安心して子どもを生み育てられるよう、未就学児童に対する各種保育サービスの提供、小学生を対象とした放課後児童クラブの設置、ひとり親家庭への支援等を行い、子育て支援に努めている。	・男女平等教育の視点に立った指導をすることで生徒の理解を深めることができた。
		②性別による固定的な役割分担意識に気づき男女共同参画の視点に立った家庭生活、家庭教育が行われるよう啓発を行う。	生涯学習課	・石川県が小学5年生を対象に毎年発行している意識啓発用副読本を各小学校に配布し、授業等で活用するよう呼びかけた。 ・人権作文の募集を中学校において実施した。 ・集団活動の中で意図的に男女差別につながる言動をしないよう配慮した。(整列順、出席簿、グループ分け、持ち物、衣服、ゲームほか)	・毎年継続して実施してきたことにより男女平等教育の理念が浸透してきている。 ・男女の区別なく一人の人間として相手と接することの大切さを学んだ。 ・集団生活の中の慣習や環境が改善された。
	(2) 多様な生き方を可能にする教育と学習の推進	①女性自身が意識と能力を高め、自分らしく生きるための教育・学習の機会や情報提供の充実を図る。	生涯学習課 市民活動支援センター	・公民館等の公共施設に内閣府、石川県、いしかわ女性基金などが開催する講座等のパンフレットを配布し情報提供を行った。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種女性団体連絡協議会主催の国内研修、女性学習会の開催が中止になった。	・公民館等の利用者に啓発、PRすることができた。
		②男女共同参画社会の形成に向けた学習機会や情報提供の充実を図る。	健康福祉課 地域包括ケア推進室 生涯学習課 市民活動支援センター	・介護予防サポーター養成講座を2回実施し、延べ42人参加し、新たに14人追加登録した。また、フォローアップ研修等を2回開催し、延べ106人が参加。 ・介護予防サポーターとして8件以来があり、うち6件対応した。 ・生命保険会社職員に対し、認知症サポーター養成講座を開催し、13人が受講した。	・介護予防サポーター登録者が135人となり、地域の介護予防活動を行う人が増えてきた。
	(3) 男女共同参画に関する意識啓発の推進	①男女共同参画の認識を深め、社会制度や慣行の見直しに向けた啓発を行う。	生涯学習課	・内閣府や石川県から届く啓発用チラシ、パンフレットを市内公共施設に配布した。	・男女共同参画社会を目指し、継続して実施していく。 ・男女共同参画に関心を示してくれることを期待する。
		②男性のライフスタイルの見直しと男女共同参画の理解に向けた意識啓発を促進する。	健康福祉課 生涯学習課	・両親学級として、産前のクラスであるプレパパ・プレママクラスを3回、ベビーセミナーを2回、産後のクラスであるフレッシュママクラスを4回実施した。	参加者： プレクラス 母16人、父15人 ベビーセミナー 母9人、父6人 フレッシュクラス 母20人、父2人 教室を通して男性の育児参画を促すことが出来た。

重点課題	施策の方向	施 策 の 概 要	担当課	令和３年度事業実施状況	事業の成果
2 男女の人権の擁護と女性に対する暴力の根絶	(4) DVやハラスメントの防止と被害者支援	①多様な広報媒体を通じて、配偶者等に対する暴力は犯罪であり、防止するための啓発を行う。	生涯学習課	・いしかわパープルリボンキャンペーンの期間、市役所１階にパープルリボンツリーを設置し啓発活動を行った。 ・内閣府や石川県から届く啓発用チラシ、パンフレットを市内公共施設に配布した。	DVは重大な人権侵害であることを広く周知するために継続して実施していく。
		②セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどは人権侵害であり、防止するための啓発を行う。	総 務 課 商工観光課 生涯学習課	・関係機関から届く啓発用チラシを市内公共施設等に配布し、啓発を行った。 ・ハラスメント防止に関する規程を作成し、職員に周知した。	・公共施設等の利用者に啓発、PRすることができた。 ・ハラスメント問題への対応が明確になった。
		③被害者のための相談窓口の周知及び相談支援体制の充実を図る。	市民窓口課 健康福祉課 生涯学習課	・DV被害者の相談に応じるための「女性支援ダイヤル」を設けている。深刻な相談については、県女性センターへ引き継いでいる。また、連携各課との情報共有も密に行っている。	令和３年度DV相談件数 ３件
	(5) 児童虐待の防止	①幼児・児童虐待を早期に発見するとともに、相談体制の充実を図る。	健康福祉課 生涯学習課	・妊娠届出時の面接や新生児訪問（実83件）、乳幼児健診（対象者4か月児92名、1歳6か月児95名、3歳児91名）等を実施し、育児不安を抱えている母親に育児指導、相談・支援を行った。 ・育児相談の窓口として、子育て世代包括支援センターの周知を実施し、実40件、延100件の相談・支援を行った。 ・各関係機関が連携する要保護対策地域協議会を設置し、子ども虐待の早期発見と適切な対応を目指し、地域で子どもを見守る体制づくりに取り組んでいる。	妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、育児不安の軽減や孤立防止、虐待の未然防止に繋がっている。
	(6) 相談機能の充実	①人権に関わる相談について、庁内の関係各課及び関係機関と連携協力し、人権意識の啓発及び相談支援体制の充実を図る。	市民窓口課 健康福祉課 生涯学習課	・毎月総合相談日及び年２回の特設相談日で相談受付を実施。 ・人権週間中に啓発物品を市内公民館１１ヶ所に来館者への配布として設置し、人権尊重の啓発を実施。	R3年度人権相談件数 ０件

基本目標 Ⅱ 男女が共に担うまちづくり

重点課題 3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

4 男女共同参画による活力ある地域社会の実現

基本目標 II 男女が共に担うまちづくり

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和3年度事業実施状況	事業の成果
3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(7) 行政機関における女性の参画の拡大	①審議会等の委員の公募や会議の情報提供等により女性の市政への参画を促進するとともに、女性が男性と共に参画できる場の確保に努める。	全 課	子ども・子育て支援会議の委員は、教育、保育、地域、労働団体、保護者など、男性、女性問わず幅広く参画できるよう、努める。	令和3年度の各審議会等の女性登用率は28.5%であった
		②市女性職員の人材育成や職域拡大並びに管理職登用など政策形成部門への配属に努める。	総 務 課	・役付き【係長級以上（主任保育士以上含む）】の女性職員の登用率は36.5%（85人中31人）であった。	・女性職員の積極的な登用により近年の女性登用率は上昇傾向にある。今後も管理職も含めて積極的登用を継続していく。
	(8) 事業所における女性の参画の促進	①事業所に対し、女性の職域拡大や管理職等への登用など、方針決定過程への参画が図られるよう啓発を行う。	商工観光課 農林水産課	・国、県、その他団体等の作成したパンフレットやポスター、情報誌等を事業者へ配布し、啓発を行った。	
	(9) 地域における女性の参画の促進	①女性の方針決定過程への参画意識を高めるため、学習機会や情報の提供を行う。	生涯学習課 市民活動支援センター	・審議会等の会議や会議録を公開するなど情報公開を推進し、女性の市政参画に向け、取り組みを継続した。	・研修や講演会により、女性の市政や地域活動への参画意識につながった。
		②町会や公民館、PTA等の地域団体の役員の中に一定の割合で女性が参画するよう働きかける。	総 務 課 生涯学習課	・各種団体等に女性役員の登用について働きかけを行った。 ・町会へ「女性の町会役員への登用について」のアンケートを実施した。	・毎年、町会へアンケートを実施することにより男女共同参画の意識付けが図られている。 ・役員に女性を積極的に登用したいが、男女を問わず、町会役員の確保に苦慮しているところが多い。
		③地域における女性の活動の活性化と女性リーダーの育成のため、女性団体等のネットワークづくりや活動支援を行う。	生涯学習課 市民活動支援センター	・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種女性団体連絡協議会主催の国内研修、女性学習会の開催が中止になった。	・各個別団体間の緊密性を増すために、新しい会議スタイルが求められる。

重点課題	施策の方向	施 策 の 概 要	担当課	令和3年度事業実施状況	事業の成果
4 男女共同参画による活力ある地域社会の実現	(10) 男女共同参画による地域活動の推進	①男女が共にまちづくり活動やPTA活動などの地域活動に積極的に参画できるよう、意識づくりや環境づくりに努める。	生涯学習課 市民活動支援センター	・「交流サロン」「印刷室」など活動の場の提供を進めることで市民活動を支援した。 ・「市民活動情報交換会」を開催した。	・団体間の交流が図られた。
		②地域の自主的な取組を支援するとともに、NPO活動やボランティア活動など公共的分野を担って活動する団体等の支援を行う。	総務課 生涯学習課 市民活動支援センター	・市民活動団体同士のネットワーク会議や市民活動を行う団体や個人に対して相談や情報提供を行った。 ・ネットワーク会議を実施し、これからの協働のあり方について検討した。	・相談や情報交換を行うことで、市民活動の推進が図られた。 ・市民と行政が協働で出来ることを考える機会を提供でき、社会参画や地域活動の一歩につながった。
	(11) 男女共同参画の視点を生かした環境保全、防災体制の確立	①男女共同参画の視点を生かした地域防災活動に取り組むとともに、防災組織への女性の参画を促進する。	地域防災対策室	今まで羽咋市防災会議の委員に女性はいなかったが、今年度より女性1名を選任した。	羽咋市地域防災計画等に女性の意見を提示しやすくなった。
		②環境審議会や環境保全に関する事業に女性の意見を反映させる。	環境安全課	ごみや環境問題に関する市ホームページについて、女性の意見を参考にして、より理解しやすい内容に修正した。	女性の意見を反映したホームページに修正した。

基本目標 Ⅲ 男女が喜びを分かちあうまちづくり

重点課題 5 ワーク・ライフ・バランス

（仕事と生活の調和）の実現

6 健康で安心・安全な生活基盤の確立

基本目標 III 男女が喜びを分かちあうまちづくり

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和3年度事業実施状況	事業の成果
5 ワーク・ライフ・ バランス（仕事と 生活の調和）の実 現	(12) 働き方の見直 しと職場環境 の整備	①男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの法の周知を図り、ポジティブアクションの促進に向けた啓発を行う。	総務課 企画財政課 商工観光課	・情報誌、パンフレット、ポスターの配布等により、法の周知を図った。起業家支援補助事業にて、女性の起業者には補助金の加算を行った。 ・入札制度において、常用労働者10人以上の事業所で女性雇用率20%以上の事業所に主観点数を加算し優遇している	・令和3年度女性起業者7名
		②育児・介護休業制度などの制度の周知と利用促進のための啓発を行う。	総務課 商工観光課	・情報誌、パンフレット、ポスターの配布等により、制度及び利用促進のための情報提供を行った。 ・ファミリーサポートセンター事業で、子育てサロンで休日保育できるよう対応した。 ・育児情報や登録保育園の情報など、アプリを使って啓発した。	
		③農林水産業や自営業に従事する男女の就業条件や生活環境の改善を図るための啓発を行う。	商工観光課 農林水産課 農業委員会	・情報誌、パンフレット、ポスターの配布等により、就業条件や生活環境の改善の啓発を行った。 ・農業委員会女性協議会研修会、農業者年金加入推進研修会に出席	・継続した参加を促し、意識の高揚を図る。 ・男女共同参画等の推進及び年金加入者の推進を図る。
		④起業を目指す女性に対して情報提供及び支援制度の充実を図る。	商工観光課	・起業家支援事業補助金制度について、市ホームページ等で情報を発信するとともに、市や商工会が起業者に対し、制度の説明を行った。また、女性の起業者には補助金を加算し、支援の充実を図った。	・令和3年度女性起業者7名
		⑤働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスについて理解を深められるよう、情報提供等により啓発を図る。	総務課 農林水産課 商工観光課 生涯学習課	・情報誌、パンフレット、ポスターの配布等の情報提供等を行うなど、啓発を行った。	
	(13) 社会全体で支 える子育て支 援体制の充実	①多様な暮らし方や働き方に対応するため、保育サービス及び放課後児童クラブの充実を図る。	健康福祉課	・保護者のニーズに合わせ、保育所等で、延長保育、一時保育、病後児保育、休日保育を実施した。 ・働く親と子のため、羽咋放課後児童クラブ、邑知放課後児童クラブ、瑞穂放課後児童クラブ、羽咋ゆりっこ児童クラブの4か所で放課後保育を実施した。 ・児童の減少が見られる栗ノ保保育所を閉所し、コロナ禍で密とならないよう、保育所を活用し栗ノ保放課後児童クラブを新設する。	・保護者のニーズに合わせた特別保育事業を充実させることにより働く親たちの支援となった。 ・栗ノ保地区に放課後児童クラブを新設したことで、利用者が当初（11月）より5人増員となった。
		②子育てに関する情報提供及び相談体制の充実を図るとともに、地域で子育てに携わる人たちのネットワークづくりを推進する。	健康福祉課 生涯学習課	・子育てサロンや子育て包括支援センターなどに、保育士や保健師を配置して、子育てに対して気軽に相談できる体制の充実を図った。	・子育てサロンでは、子どもを遊ばせながら、育児の悩みや相談を気軽できるとともに、母親同士のネットワークづくりにもつながることができた。
	(14) 社会全体で支 える介護支 援体制の充実	①多様な暮らし方や働き方に対応するため、看護・介護サービスの充実を図る。	健康福祉課 地域包括ケア 推進室	・在宅医療・介護連携推進協議会を年3回開催している。 ・協議会メンバーは、医師、歯科医師、看護師、薬剤師・作業療法士、介護事業所等多岐にわたるメンバーにより、在宅介護支援について、協議を行っている。	・連携シートを作成し、入院となった場合の情報提供が円滑に実施されている。

重点課題	施策の方向	施 策 の 概 要	担当課	令和3年度事業実施状況	事業の成果
5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	(14) 社会全体で支える介護支援体制の充実	②介護者を支援するため、介護に関する情報や相談・交流の場、学習の機会を提供する。	健康福祉課 地域包括ケア推進室	・身近な認知症等の相談窓口として、介護事業者に認知症相談窓口を委託した。 ・認知症カフェとして、気軽に介護者や地域住民が交流できる場の運営等を補助した。	・認知症相談窓口を7カ所の事業者が受託し設置でき、延べ241件の相談を行った。
6 健康で安心・安全な生活基盤の確立	(15) 誰もが安心して暮らせる条件整備	①高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるよう、きめ細やかなサービス及び機会を提供する。	健康福祉課 地域包括ケア推進室	・利用者の暮らしの目標を達成できるよう多職種による会議を25回、119件検討した。 ・住民主体介護予防通所事業に対し、運営等を補助した。 ・懇談会を各2回開催し、第2層生活支援協議体が設立した。 ・15地区において第2層生活支援協議体における活動創出の支援を行った。	・多職種で協議する事で利用者の自立支援に向けて介護支援専門員の意識が高まった。 ・男性対象の筋トレ教室が1か所増え、21会場になった。 ・地域住民自身がまちづくりについて意見交換が活発になっている。
		②ひとり親家庭等に情報提供や相談を行うとともに、就労の機会を提供するなど自立に向けた支援を行う。	健康福祉課	・毎年8月の児童扶養手当の現況届提出時に面談を行い、情報提供する。 ・年間を通してハローワークと連携し、ひとり親に対する就労支援を行った。	・求職中の人に対して、就労支援を行うことで、自立に向けた意識の向上につながった。
		③子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるやさしいまちづくりを促進する。	健康福祉課 地域包括ケア推進室 地域整備課	・新型コロナウイルス感染拡大により「買い物支援マルシェ」は中断したが、民間移動スーパーが、市内で運行開始し、またそれ以外の移動販売車などが対応している。 ・民間の移動スーパーで対応できない買い物支援については、第2層生活支援協議体で検討中	・移動スーパー等の運行により、食料品店がない町の買い物に関する課題が一部解消した。 ・住民が主体的に民間の移動スーパーや食品店と協力して生活用品購入機会を設けたことにより買い物支援の互助活動が拡大している。
	(16) 生涯を通じた健康支援	①生涯を通じた男女の健康支援の充実を図る。	健康福祉課 市民窓口課	・特定健診（国保加入者）受診者1,606人、39歳以下若年健康診査受診者40人、75歳以上後期高齢者健康診査1,151人が受診（R4.3月末現在）。 ・特定健診受診者には、一人一人に個別面接で、個々の結果に基づいた保健指導を行った。特に糖尿病のハイリスク者を抽出し、重症化予防に重点を置いた。 ・食生活改善推進員が各家庭の塩分測定を実施するなど、食を通して市民の健康づくりを推進した。	・受診率は感染症の影響で低下傾向。 ・重症化予防に重点を置き対象者を絞った関わりをしたことで、対象者の意識づけにもなった。 ・今後も自主活動が活性化するように努め、市民の健康管理・健康増進に寄与していく。
		②妊娠・出産に関わる保健施策の充実を図る。	健康福祉課	・専門職による妊娠届出時の面接や妊婦健診後及び産後の電話訪問、家庭訪問を実施した。 ・両親学級として産前のクラス（プレパパ・プレマクラス、ベビーセミナー）、産後のクラス（フレッシュママクラス）を実施した。 ・子育て世代包括支援センターの周知を図り、相談しやすい体制及び環境を整えた。	・妊娠期から出産まで切れ目のない支援を行うことで、早期に信頼関係が構築され、安心して子育てができる一助となった。
		③思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を得るための教育の充実を図る。	学校教育課	・保健、道徳、学活の授業をとおして、正しい知識を習得している。	

基本目標 Ⅳ 男女共同参画を進める体制づくり

重点課題 7 総合的な推進体制の確立

8 プランの実効性ある進行管理

基本目標 IV 男女共同参画を進める体制づくり

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和3年度事業実施状況	事業の成果
7 総合的な推進体制の確立	(17) 市の推進体制の確立	①男女共同参画を総合的に推進するため、羽咋市総合計画を基本とし、各課で策定された部門別行動計画と連携し、共同して推進する。	生涯学習課 関係各課	・男女共同参画推進委員会を開催し、これまでの推進状況報告をもとに今後の推進活動について考えた。	
		②男女共同参画の視点に立った行政を推進するため、職員に「男女が共に輝くまちづくりプラン」の趣旨内容等の周知を図り、日々の業務における意識啓発を図る。	総務課 生涯学習課	・プランに掲げる施策の実施状況及び成果を各担当職員が記述することにより「男女が共に輝くまちづくりプラン」の趣旨内容等を周知し、業務における意識啓発を行った。	・具体的施策の調査は、毎年続けることで意識が深まっていくので、今後も実施していく。
		③国、県、他市町と相互に情報を共有し、協調・連携して推進する。	関係各課	・男女共同参画に関する国や県、他市町の計画について情報収集に努めた。	
	(18) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化	①市民、事業者、各種団体等に対して情報提供等を行い、市民等が主体的に男女共同参画社会の実現を目指すための活動が展開できるよう支援を行う。	全課	・男女共同参画を推進するためのパンフレットや情報紙を公共施設や団体に配布し情報提供をした。	・市と男女共同参画推進委員会は協働してプランを進めているので、今後もこの体制で事業を推進したい。
		②羽咋市男女共同参画推進委員会と連携して、意見・苦情等の情報収集や普及活動を行い、市民と行政によるプランの推進体制を強化する。	生涯学習課	・男女共同参画推進委員会を開催し、推進状況報告、プランの推進について意見を求めるとともに今後の推進活動について考えた。	
8 プランの実効性ある進行管理	(19) プランの達成度の把握と評価	①男女共同参画プランに掲げる具体的施策の実施状況及び数値目標等を定期的に確認・評価し、進行管理を行う。	生涯学習課	・プランに掲げる具体的施策の実施状況、成果を各課の担当職員から報告を受け「推進状況報告書」を作成し、ホームページで公表した。	・具体的施策の調査は、毎年続けることで意識が深まっていくので、今後も実施していく。
	(20) 男女共同参画に関する調査研究	①男女共同参画に関する意識調査を実施し、分析を行い、その結果を男女共同参画施策に反映させる。	生涯学習課	・プランに掲げる数値目標及び指標を調査し、ホームページ等で公表した。	・プランに掲げる指標及び数値目標により進み具合を知ることができた。
		②男女共同参画に関する各種資料、情報の収集を行うとともに、調査研究に努める。	生涯学習課	・国及び県等の報告書や資料により情報収集し、現状や課題の把握に努めた。	・社会情勢の変化に対応していけるよう努めた。

資 料 編

羽咋市男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例

羽咋市男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例

前 文

我が国では戦後、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ進められてきた。平成 11 年 6 月には、男女共同参画社会基本法が施行され、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけている。

これらの背景には、社会制度や慣行において性別による差別や固定的な性別役割分担が残っており、男女間の経済的格差も大きく、女性の人権が充分尊重されているとは言い難い状況がある。そして、そのことが地域によっては、結婚難、少子化、高齢化、人口減少、地域経済の停滞に拍車をかける要因のひとつとなっている。

本市で行った意識調査や地区公民館でのまちづくり会議などからは、家庭、地域、職場、学校、人権などにおいて問題が提起され、平成 12 年 7 月に発足した羽咋市男女が共に輝くまちづくり推進懇話会において、幅広い市民の多様な意見を集約した意見書がとりまとめられたところである。

21 世紀を迎えた今、真に豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、男女の対等なパートナーシップを実現することが必要である。本市は、この意見書を踏まえ、それを担うにふさわしいひとづくりを目指し、ここに羽咋市男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女が共に輝くまちづくりの形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることによって、市民一人ひとりの個性が光り輝き、豊かで活力ある 21 世紀の羽咋市の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) ジェンダー 男女別に期待される役割やイメージなどの社会的、文化的に作られた性差のことをいう。
- (5) セクシャル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーからの暴力をいう。
- (7) エンパワーメント 内にもっていて抑圧されていた力をひきだし、あらゆる分野で自分のことは自分で決め、行動できるよう力をつけ、発揮することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女が共に輝くまちづくりの基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりがその能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担でなく多様な生き方が選択できる活力ある社会であること。
- (2) 男女が、相互の理解と協力のもと、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる活動の場において平等に責任を分かち合う活力ある社会であること。
- (3) あらゆる分野における政策、方針決定の場に男女の個人としての能力が尊重され、それとともに、営利、非営利を問わず新しい事業や活動が活発におこされ男女が共に参画する活力ある社会であること。
- (4) 性別による差別や、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力がない、すべての人の人権を尊重する活力ある社会であること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者等は、次の各号に掲げる事項を男女が共に輝くまちづくりにあたっての実現すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

ア 家族のすべてが、「男らしさ」「女らしさ」という固定観念にとらわれず、相互の個性と「その人らしさ」を尊重しあう良好なパートナーシップを築くこと。

イ 「男は仕事」「女は家庭」といった性別役割分担の意識がなくなり、家事、育児、介護などは、家族みんなが関わり、喜びも責任も共に分かち合い、家族のつながりが深まること。

ウ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。

(2) 地域において実現すべき姿

ア 男性も女性も対等に地域活動やまちづくりに参画することにより、連帯感や満足感が得られるとともに、豊かで住みよい地域づくりに貢献できること。

イ 家族の理解と協力のもとで男女が共にボランティアやNPO（民間非営利組織）などに積極的に参加し、その中から多くの女性リーダーが育つこと。

ウ 古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会がつくられること。

(3) 職場において実現すべき姿

ア 育児休業や介護休業を男女とも積極的に取得し、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。

イ 採用、配置、賃金、昇進などの男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲などが十分に発揮される、生き生きとした職場になること。

ウ 管理職の男女比が均衡し、行政における政策決定や、農業、商業などのあらゆる産業分野における経営方針決定に男女の共同参画が進んでいくこと。

エ 営利、非営利を問わず、積極的な起業が男女によって行われ、豊かで活力あるまちづくりが着実に進むこと。

(4) 学校において実現すべき姿

ア 「男の子らしく」「女の子らしく」ではなく、個性と能力を尊重する教育が進むこと。

イ 人権教育が進み、人を思いやる心が育つこと。

ウ 進学や就職などでは、ジェンダーにとらわれない個人の能力や適性を考慮した進路指導が行われること。

(5) 人権擁護において実現すべき姿

ア ドメスティック・バイオレンスを含む女性に対するあらゆる形態の暴力を防止し被害者を安全に保護すること。

イ だれもが性別を理由とする差別を受けないこと。

(市の責務)

第5条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画に関する施策の策定及び実施にあたっては、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして市民の意見が尊重されるようにしなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画について理解を深め、相互に協力し、あらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に努力しなければならない。

2 市民は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして市が実施する男女共同参画に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、その事業活動に関し、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者等は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして男女共同参画に関する市の施策に積

極的に協力するものとする。

(行動計画の策定等)

第8条 市は、男女共同参画社会の実現のため、具体的な施策体系としての羽咋市男女が共に輝くまちづくり行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定又は変更するときは、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして、市民の意見を尊重するものとする。

(相談所の設置)

第9条 市は、ドメスティック・バイオレンスを含むあらゆる暴力やセクシャル・ハラスメントの防止及び被害者の保護のために相談所を設置するものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、市内外の行政機関や民間団体と積極的に連携するものとする。

(男女共同参画促進の支援)

第10条 市は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして、女性のエンパワーメントを目指す事業や積極的改善措置等、市民や事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組に対し、積極的な支援を行うものとする。

(実施状況の年次報告)

第11条 市は、毎年の施策の実施状況及び成果を市民に公表しなければならない。

(推進委員会)

第12条 市は、男女が共に輝くまちづくりを推進するため、羽咋市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、男女が共に輝くまちづくりに関し、市長の諮問に応じ、調査、審議し、答申するものとする。

3 推進委員会は、男女が共に輝くまちづくりに関し、市長に随時建議するものとする。

4 推進委員は、委員20名以内をもって組織する。

5 推進委員は、市民、各種団体の代表者、学識経験者等から市長が委嘱する。

6 推進委員は、男女が共に輝くまちづくりに関し、意見、苦情等の情報収集、普及活動等を行う。

7 推進委員の男女の一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

8 推進委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、推進委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

令和３年度「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」推進状況報告書

【発 行】 羽咋市

【問い合わせ】 羽咋市教育委員会生涯学習課

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア 200 番地

電 話：0767(22)9331 fax：0767(22)9332

e-mail：gakusyu@city.hakui.lg.jp